

⇨ 出向社員に対する給与

Q : 当社は、このたび、従業員を系列会社へ出向させました。出向社員の給与にかかる源泉徴収はどのようにすればよいのでしょうか。

A : 給与を実際にその従業員に支給する会社において源泉徴収を行います。

【解説】

会社の従業員が他の会社に出向する場合、その出向者に対する給与は、出向元の会社から支給される場合と出向先の会社から支給される場合がありますが、これらの給与にかかる源泉徴収はそれぞれ、次のように取り扱われることとされています。

① 出向元の会社から支給する場合

その出向先が従業員に対して支払う給与等の一切を出向元である会社に支払い、その出向元の会社から従業員に対して給与等(経営指導料等の名義で支出されるもののうち実質的に給与と認められる部分を含みます。)を支払うこととしているときは、出向元の会社が源泉徴収義務者になります。したがって、出向先の会社が出向元の会社を支払う給与等に相当する金額については源泉徴収をする必要はありません。

② 出向先の会社から支給する場合

出向先の会社において出向者に給与を支給する場合は、出向先の会社が源泉徴収義務者となりますので、給与等を支給する際には、源泉徴収をしなければなりません。

このように、出向の場合は、どちらで給与を支給するかによって取扱いが違います。

